



新潟県



発行 新潟県

号外 2

平成27年10月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 53 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則（総務事務センター）
- 54 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総務事務センター）
- 55 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（産業立地課）

規 則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成27年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第53号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年新潟県条例第48号。以下「改正条例」という。)附則第4項の規定に基づき、他の法令による給付との調整に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(経過措置)

第2条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正条例による改正後の新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第54号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
<p>第5号様式（第8条関係） 地方公務員災害補償 休業補償請求書</p>		<p>第5号様式（第8条関係） 地方公務員災害補償 休業補償請求書</p>	
(略)		(略)	
<p>9 厚生年金保 険法等の適用</p>	<p><input type="checkbox"/> _____の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。</p>		
	<p>(傷病名)</p> <p>(現在の状態) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医</p>		<p>(傷病名)</p> <p>(現在の状態) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医</p>
<p>※ 10 医師 の 証 明</p>	<p>(請求日数のうち療養のため勤務することができなかつたと認められる理由) 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日</p>	<p>※ 9 医師 の 証 明</p>	<p>(請求日数のうち療養のため勤務することができなかつたと認められる理由) 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日</p>
<p>上記のとおりであることを証明します。 年 月 日</p> <p>医療機関の { 所在地 名称 医師氏名 ㊟</p>		<p>上記のとおりであることを証明します。 年 月 日</p> <p>医療機関の { 所在地 名称 医師氏名 ㊟</p>	
<p>11 添付する書類その他の資料名</p>		<p>10 添付する書類その他の資料名</p>	
(略)		(略)	
(注)		(注)	
<p>1・2 (略)</p> <p>3 「9 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「<u>□……………の被保険者である。</u>」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。</p>		<p>1・2 (略)</p>	

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

4 「10 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によつて療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。

5 (略)

第5号様式の2 (第8条関係)

地方公務員災害補償
傷病補償年金請求書

(略)

(注)

1・2 (略)

3 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、

3 「9 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によつて療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。

4 (略)

5 この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

(5) 障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)

(6) 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

第5号様式の2 (第8条関係)

地方公務員災害補償
傷病補償年金請求書

(略)

(注)

1・2 (略)

3 この請求書を提出するときに、請求する傷

請求する傷病補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□……の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

4・5 (略)

第6号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
年金
障害補償一時金請求書

(略)

(注)

1～3 (略)

4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□……の被保険者である。」の□にレ印を記入すると

病補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）
- (5) 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (6) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

4・5 (略)

第6号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
年金
障害補償一時金請求書

(略)

(注)

1～3 (略)

4 「10 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によつて次に

ともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

5・6 (略)

第8号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
遺族補償年金請求書

(略)
厚生年金保険 法等の適用
4
既補をい に償受る 遺年け者 族金て

(略)

掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金 (以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による障害基礎年金 (同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)
- (5) 障害厚生年金 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)
- (6) 障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

5・6 (略)

第8号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償
遺族補償年金請求書

(略)
厚生年金保 険等の適用
4
先補をい に償受る 遺年けも 族金ての

(略)

(注)

1 (略)

2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡職員又は請求者が条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□……の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

3～6 (略)

(注)

1 (略)

2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡職員又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは「□……の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、既に当該遺族補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

(4) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）

(5) 遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金

3～6 (略)

第15号様式の2 (第15条関係)
地方公務員災害補償
傷病の現状報告書

(略)

所轄年金事務 所名等

(略)

第16号様式 (第15条関係)
地方公務員災害補償
障害の現状報告書

(略)

所轄年金事務 所名等

(略)

第17号様式 (第15条関係)
地方公務員災害補償
遺族の現状報告書

(略)

所轄年金事務 所名等

(略)

第15号様式の2 (第15条関係)
地方公務員災害補償
傷病の現状報告書

(略)

所轄社会保険 事務所等

(略)

第16号様式 (第15条関係)
地方公務員災害補償
障害の現状報告書

(略)

所轄社会保険 事務所等

(略)

第17号様式 (第15条関係)
地方公務員災害補償
遺族の現状報告書

(略)

所轄社会保険 事務所等

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第55号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別償却設備に係る所得金額等の計算方法)

第2条 条例第2条第1号の規則で定めるところにより計算した額は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第3条の規定の例により計算した額とする。

(不均一の課税の措置の申請又は申告)

第3条 条例第2条の規定により県税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。

個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の3月15日	個人事業税不均一課税申請書（別記第1号様式）
法人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	法人事業税不均一課税申告書（中間、確定、修正）（別記第2号様式） 法人事業税不均一課税申告書（予定）（別記第3号様式）
不動産取得税	不均一の課税の措置を受けようとする不動産の取得の日から60日以内	不動産取得税不均一課税申請書（別記第4号様式）
固定資産税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の1月31日	固定資産税不均一課税申請書（別記第5号様式）

2 条例第2条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者（地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者を除く。）は、前項の申請書又は申告書に別記第6号様式による従業員の増加数に係る事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

3 地域振興局長は、第1項の申請書の提出がされたときは、これを審査の上、不均一の課税の措置の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(承継)

第4条 合併その他の理由により、条例第2条第1号の特別償却設備（不動産取得税又は固定資産税に係る場合にあっては、省令第2条第1号の特別償却設備。以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者から当該特別償却設備に係る事業を承継した者が条例第2条に規定する不均一の課税の措置を受けようとするときは、当該事業を承継した日から30日以内に、別記第7号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

付
受 ○ 印

個人事業税不均一課税申請書

納税義務者	住所			屋号	
				電話番号	
	ふりがな 氏名	-----		業種	
特別償却設備	名称				
	所在地				
	事業の用に 供した日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
所得金額の総額		円	期末現在の従業者数	人	
従業者数	従業者数の内訳				
	不均一課税の適用部分			その他の部分	
	人			人	
備考					

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、個人事業税の不均一の課税を申請します。

年 月 日

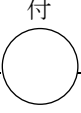
地域振興局長 様

申請人
住所
氏名 ㊟

注 次の書類を添付すること。

- 1 特別償却設備を取得したことを明らかにする次の書類
 - (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し
 - (2) 特別償却設備の取得価額の合計額を証する書類
- 2 その他地域振興局長が必要と認める書類

第2号様式 (第3条関係)

		整理番号	※			法人番号	※			
受 付 印 	処 理 事 項	発 信 年 月 日		確 認 欄			精 査 検 算	台 帳 登 載		
		通 信 日 付 印	確 認 印			担 当				
		年 月 日								
年 月 日 地域振興局長 様	所 在 地				資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円				
	法 人 名				従 業 者 数	人				
	代 表 者 氏 名 印	㊟			この申告に応答する係及び担当者氏名印			係 ㊟		
	経 理 責 任 者 氏 名 印	㊟			電 話 番 号					
法人事業税不均一課税申告書					(中 間) 確 定 修 正					
		年 月 日 から	の事業年度分							
		年 月 日 まで								
新潟県分の所得金額の総額									円	
新潟県分の収入金額の総額									円	
摘 要		新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例			そ の 他 の 部 分			納付すべき税額 (ア) + (イ)		
		不均一課税適用部分の課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額			
所 得 割	年400万円以下の金額							/		
	年400万円を超え年800万円以下の金額							/		
	年800万円を超える金額							/		
	合 計							/		
	軽減税率不適用法人の金額							/		
付 加 価 値 割		/			/			/		
資 本 割		/			/			/		
収 入 割		/			/			/		
事 業 税 額 計		/			(ア)			(イ)		
既に納付の確定した当期分の事業税額									(エ)	
この申告により納付すべき事業税額									(ウ) - (エ)	
還付請求税額										
不均一課税の適用年度		第	年度	事業の用に供した日			年 月 日			
備考										

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 次の書類を添付すること。
- (1) 特別償却設備を取得したことを明らかにする次の書類
- ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書の写し
- イ 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16(1)又は(2)の写し
- ウ 特別償却設備の取得価額の合計額を証する書類
- (2) その他地域振興局長が必要と認める書類
- 3 ※印欄は、記入することを要しないこと。

(裏)

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

付表

		事業年度	・		法人名												
区	分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額若しくは収入金額							
				課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額					
総	額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
不均一課税の適用部分	一	年月日															
	の	年月日															
	適用部分																
	小計																
	その他の部分																
	合計																
	備考																

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するときに作成するものとし、法人事業税不均一課税申告書（中間、確定、修正）に添付して2部提出すること。

第3号様式 (第3条関係)

		整理番号	※			法人番号	※		
受 ○ 付 印	処理事項	発信年月日		確認欄			精査 検算	台帳 登載	
		通信日付印	確認印			担当			
		年月日							
年 月 日 地域振興局長 様	所在地				資本金又は 出資金の額	円			
	法人名				従業者数	人			
	代表者 氏名印	㊟			この申告に 応答する 係及び 担当者 氏名印	係 ㊟			
	経理責任者 氏名印	㊟			電話番号				
法人事業税不均一課税申告書 (予定)									
年 月 日から 年 月 日までの事業年度分									
この申告の期間		前事業年度の期間			前事業年度の事業税額		納付すべき事業税額		
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで			円		円		
前事業年度の事業税の明細書									
摘要	新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例				その他の部分			合計事業税額 (7)+(1)	
	不均一課税適用部分の課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額			
所得割	年400万円以下の金額							/	
	年400万円を超え年800万円以下の金額								
	年800万円を超える金額								
	合計								
	軽減税率不適用法人の金額								
付加価値割								/	
資本金割									
収入割									
事業税額計			(7)			(1)	(7)		
備考									

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
 2 ※印欄は、記入することを要しないこと。

第4号様式 (第3条関係)

不動産取得税不均一課税申請書

不動産の 取得者	住所							
	氏名又は名称							
資本金又は出資金の額		円		従業者数		人		
不均一課税を受けようとする不動産								
家 屋	所在地	用途	構造	床面積		左のうち申請面積		
				m ²		m ²		
土 地	所在地	地目	取得面積		左のうち 申請面積		申請部分の 用途	取得年月日
			登記	実測	登記	実測		建設着手年月日
			m ²	m ²	m ²	m ²		・
								・
								・
								・

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、不動産取得税の不均一の課税を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請者

㊟

注 次の書類を添付すること。

- 1 家屋及び土地の取得価額及び取得年月日を証する書類
- 2 家屋及び土地の登記事項証明書
- 3 家屋の建設に着手したことを証する書類
- 4 その他地域振興局長が必要と認める書類

第5号様式 (第3条関係)

固定資産税不均一課税申請書

住 所				
氏名又は名称				
資本金又は出資金の額	円	従業者数	人	
大規模償却資産申告書の価額	総 額			
	※ 市町村課税標準額	円		
	※ 県課税標準額	円		
不均一の課税を受けようとする大規模償却資産	資産の種類	所在地	取得価額	取得年月日
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、固定資産税の不均一の課税を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請者 ㊟

- 注 1 次の書類を添付すること。
- (1) 大規模償却資産の取得価額及び取得年月日を証する書類
 - (2) その他地域振興局長が必要と認める書類
- 2 ※印欄は、記入することを要しないこと。

第6号様式(第3条関係)

従業員の増加数に係る事業計画書

1 地域再生法第5条第4項第4号の特定業務施設(以下「特定業務施設」という。)の概要

特定業務施設の種別	事務所・研究所・研修所・その他
特定業務施設の整備場所	
特定業務施設の事業供用開始年月日	平成 年 月 日

2 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
県内の他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人
県外の他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人

注 1 申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。1期目は地域再生法第17条の2第3項の認定の日から1期目の末日、終了時は終了する日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員の増加数を記載すること。

2 新規採用者数は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

3 転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

第7号様式（第4条関係）

事業承継届

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

下記のとおり特別償却設備に係る事業を承継したので、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 特別償却設備の名称

2 特別償却設備の所在地

3 承継年月日 年 月 日

4 被承継者

(1) 住所

(2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

5 承継の原因

6 承継後の特別償却設備が供される事業の業種及び内容

注 承継を証する書類を添付すること。